

令和4年7月8日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司〈公印省略〉

「令和4年度プラットフォーム運用事業」委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 事業名

「令和4年度プラットフォーム運用事業」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なおコンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

(1) 企画提案指示書

(2) コンソーシアム協定書

(3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し参加表明期限日以降に速やかに送信します。

担当：政策・マーケティング部 堀 TEL:011-231-6736

Email:n_hori@visithkd.or.jp

「令和4年度プラットフォーム運用事業」

委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

北海道観光振興機構の DMP（名称：「北海道の観光統計データ」サイト）については、道内各地域の自治体や DMO、観光協会等の観光振興に資するべく各種データの提供を目的に令和3年1月より稼働を開始している。

現在、オープンデータや当機構が実施する各種調査・レポート等を DMP で可視化している一方で、様々なデータが DMP 内に点在している。地域の自治体や DMO、観光協会等が戦略策定に活用しやすいデータの提供には、点在するデータを集約する等更なる改善が必要である。このため本事業を通じて、DMP の分析機能（地域毎にまとめたデータを作成し一括で表示できる機能等）の追加や SNS 等を活用したソーシャルリスニング分析が可能となる機能等を追加し、より DMP の利便性が向上するようシステムの改修を行う。

インバウンド回復時を見据え訪日外国人旅行者の周遊促進に向け、本事業で追加する機能により誘客や着地整備等、地域の自治体、DMO、観光協会等の戦略策定の一助とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等または複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なおコンソーシアムの場合には別紙協定書を提出すること）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
 - ③ その他の法人、または法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配す

る事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額

9,570,000円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む)

※新型コロナウイルス感染症の影響による観光機構の対応によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合または事業が中止になる場合がある。以上の場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和5年2月28日(火)

(2) 業務スケジュール

7月8日(金) 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

7月15日(金) 企画提案参加表明期限15:00締切

7月27日(水) 企画提案書の提出期限15:00締切

7月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

8月上旬～ 契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和5年2月28日(火)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

7. 業務委託内容(企画提案事項)

観光機構のDMPについて(3)以下に記載する機能拡張のためのシステム改修を行う。

(1) 既存のDMPで提供できているデータ等(外国人観光客に関するもの。(2)(3)も同じ)

① 公開されている基礎データの可視化(JNTO等が公開している外国人の国別人口や世帯年収等のデータ等)

② 道や観光機構等が調査した道内の観光データの可視化(訪日外国人宿泊者数調査、旅行の目的、旅行者の国籍や年齢、性別等といった属性等、外国人の来道観光の実態を調査した北海道来訪者満足度調査のデータ等)

③ その他(レンタカー協会等)提供のあったデータの可視化(空港別のレンタカーの貸出数等のデータ等)

④ インバウンド誘客に向けたターゲット分析と打ち手の検討のため、道内自治体・DMO・観光協会等の一助となることを目的に観光機構が作成した「訪日外国人来道者の増加に向けた市

場分析レポート」(11カ国・地域。観光機構会員限定)

※市場分析レポート

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/member/>

内容を確認したい場合は参加表明時メール本文にその旨記載のこと。ログイン時に必要なユーザー名とパスワードを開示します

(2) 提供できていないデータ・機能等

- ① 外国人観光客の移動実態の可視化ができていない
- ② SNS 等を活用したソーシャルリスニング分析ができる機能が未整備である
- ③ 地域毎の各種データの一括での可視化ができていない

(3) 本事業での DMP のシステム改修内容

- ① 外国人観光客の移動実態を可視化する機能の追加
 - i) コロナ禍前の直近である令和元年度に観光機構が実施した北海道来訪者満足度調査のうち、外国人観光客の周遊ルート(訪問地や宿泊地)についての回答結果を詳細に分析するとともに、流入と流出の各経路を含む移動実態を把握し、そのボリュームとともに可視化する(当該調査のローデータ上は周遊ルート・移動実態の回答データが存在しているがその分析は未実施)

※令和元年度北海道来訪者満足度調査

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%85%83%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8C%97%E6%B5%B7%E7%81%93%E6%9D%A5%E8%A8%AA%E8%80%85%E6%BA%80%E8%B6%B3%E5%BA%A6%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E8%A6%B3%E5%85%89%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%B3%A2%E5%8F%8A%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E5%88%86%E6%9E%90%E3%82%92%E5%90%AB%E3%82%80%EF%BC%89.pdf?version=20220302>

- ② SNS 等アールドメディアのソーシャルリスニング分析と情報収集機能の追加
 - i) 道内の各地域に関連する SNS 等で発信・検索された「キーワード」とその発信数・検索数等について DMP で可視化できるようにする(例:小樽市の場合~運河、寿司、オルゴール等)
 - ii) 「キーワード」については本事業内で必要なものを選定する(発信数・検索数上位等)
- ③ 地域別データの一括表示を可能にする機能の追加
 - i) 上記①の移動実態のデータ、②の SNS 等のキーワードと、既に DMP 内に格納している過去観光機構が実施した市場分析レポートや道経済部観光局が実施した訪日外国人宿泊者数調査のデータ等との連携を行う
 - ii) 連携した各種データは各地域単位×外国人観光客の国籍・地域単位で一括表示し可視化する(アウトプット、A4サイズ1枚程度)
※アウトプットイメージは委託業務企画提案指示書の付属資料として添付するので参考
にすること(小樽市×台湾の例)
※ただし本アウトプットイメージにとらわれず、連携の手法・形式等を含め事業目的に資す

る有効なアウトプット案があれば企画提案書に記載し提案すること

※また予算の範囲内でどの程度の道内地域数のアウトプットが可能か、企画提案書に盛り込むこと。なお令和元年度の北海道来訪者満足度調査では道内50の地域を訪問地・宿泊地として設定している

8. 報告書の作成

- (1) 7.(1)～(3)の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する
- (2) 報告書は紙媒体(A4版)3部、電子媒体1部とする
- (3) 概要版は紙媒体(A4版1枚程度)3部、電子媒体1部とする
- (4) 事業で収集・整備した各データ等は電子媒体1部とする

9. その他の提案

予算の範囲内で1の事業目的に資する有効な企画があれば、提案書に盛り込むこと

10. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 表明期限:令和4年7月15日(金) 15:00
- (2) 表 明 先:下記問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法:別紙書式をEメールで添付送信してください

11. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書 費用項目の明細を記載すること。概算見積とし捺印不要

- ① 直接人件費:業務処理に直接必要とする経費
- ② 経常的直接経費:消耗品費、通信運搬費、旅費(業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等)
- ③ 特別直接経費:印刷製本費(調査票や報告書の印刷、翻訳等の外注分)

④ その他：諸経費、技術経費等

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例：A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は審査対象外とする
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

13. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）
- (2) 提出場所 下記問い合わせ先に提出
- (3) 提出期限 7月27日（水） 15:00
- (4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない（電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

14. 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは3名までとする。

15. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
 - ① 指示内容が十分理解されているか
 - ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか

③ 効果的な事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

16. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託事業者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。

(5) 作成した北海道観光データ等に関して観光機構の web サイト等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

(6) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)…再委託を行うことはできない

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する

③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)…再委託に際し、当機構の承諾を要さない

17. その他

(1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。

- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は受託事業者において負担するものとする。

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 政策・マーケティング部(担当:堀)

TEL:011-231-6736 Email:n_hori@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度プラットフォーム運用事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度プラットフォーム運用事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)

(名 称)

(代表者)

⑨

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

⑨

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

⑨

参加表明書

「令和4年度プラットフォーム運用事業」委託に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光振興機構

政策・マーケティング部（担当：堀）

Email:n_hori@visithkd.or.jp